

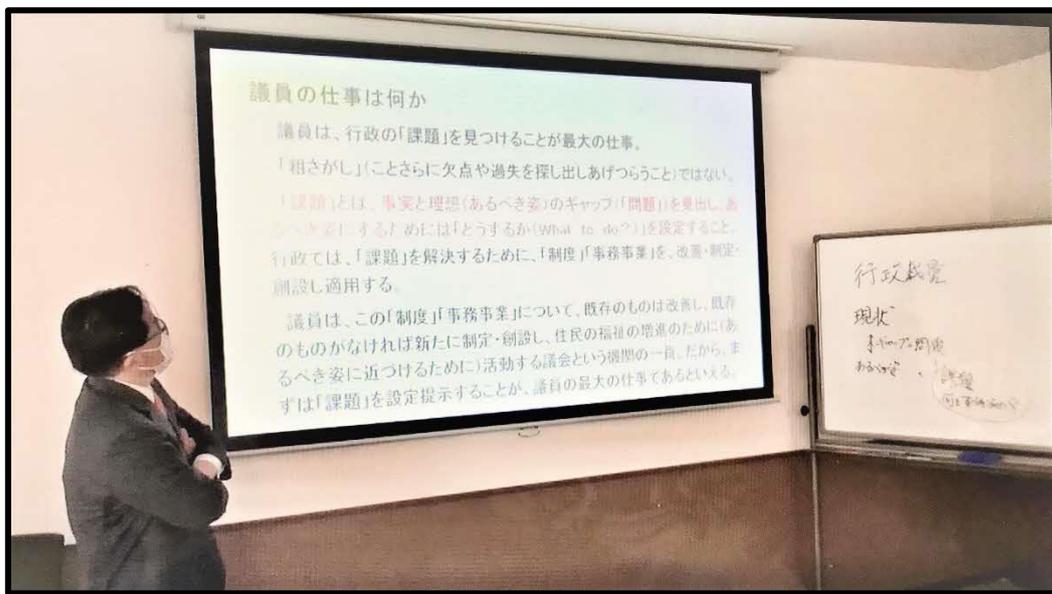
令和 4 年 3 月 18 日

松阪市議会議長 堀端 脩 様

松阪市議会議員 森 遥香

松阪市議会議員 野呂 一平

蒼水会 政策研修参加報告書



USB 音声データ視聴による研修に参加いたしましたので、下記のとおり報告いたします。

開催日時 令和 4 年 2 月 27 日(日) 10:00 ~ 12:30 および 14:00 ~ 16:30

資料到着 令和 4 年 3 月 8 日(火)

会場 新大阪丸ビル別館

テーマ 1 期目議員のための議員活動新人研修

10:00 ~ 12:00 議員活動新人研修1

14:00 ~ 16:30 議員活動新人研修2

講師 元廿日市市副市長 川本 達志 氏

研修目的

松阪市議会議員1期目として、今後を見据え、役所活動全般ならびに議会の仕組み、議員活動についての基礎を学ぶ。

1. 議員とは何か、議会の役割とは何か

《セミナーで多い質問》

- ・ 何から勉強したら良いのか分からない。(当選したらすぐ議会がある)
- ・ 先輩議員から色々教えていただいたが…。(議員から聞くだけでは…)
- ・ 職員は議員の存在をどのように考えているのか。
- ・ 職員と仲良くなるにはどうしたら良いのか。
- ・ 提案しても、すぐに動いてくれない。(それなりの理由がある)
- ・ 役所にはお金がないのか。(すぐにお金がないって言われる)
- ・ 人事や給与の話はするなと言われますが、どうしてですか？(ホントにいいの?)
- ・ 一般質問してもはぐらかされます。(ちゃんと課題定義ができていますか)
- ・ 良い質問ってなんですか。役所の人か唸る質問ってどうやったらいいですか。

(1)1 期目に絶対にやるべきこと、注意すべきこと

- ① 基本的なこと ⇒ 首長:提案と執行 議員:対話と討論、意思決定
⇒ 住民から選ばれている議員として、恥ずかしくない発言と行動
住民の福祉(幸せな生活)の実現するために行動する使命

議員は、個人事業主ではない。

代表機関(議会)の構成員であり、首長と同等の、

「住民福祉の増進(地方自治法第1条の2)」

という目的を実現するために、

議会内で、主に、調査と意思表明を職務とする、

(非常勤特別職)公務員である。

- ⇒ 議員は、議会という代表機関の構成員であるから、
代表機関で発言し意思表明をする権利は持っているが、
役所を動かす権限はない。
- ⇒ すべての権限は、議会という機関を通じた
議決等の活動によって発揮する



1期目は
まずは学ぶこと

《議員本来の役割を果たすために…》

- ・ 地方自治とは何か
- ・ 議決機関である議会とは何か
- ・ 議員として発揮できる権能は何か
- ・ より効果的に発揮するために何が必要か
- ・ 首長（執行部）とは何か
- ・ 執行部がどのように活動しているのか

② まずは学ぼう(ルールを学ぶ) ⇒ 役所の仕組み/議会の権限/議員の権能

大切なのは【知識・情報・仲間】である

選挙にはキャラクターは重要だが、それだけでは議員の役割は果たせない

「分かり易さ」と「単純さ」は違う

「複雑なもの」は「複雑なまま」理解する(⇒ 時間をかけて理解する)

地方自治を構成している「住民自治」と「団体自治」

地方自治体や、その地域に住む市民の権利として、地方自治が保障されています。地方自治は、「住民自治」と「団体自治」の2つに分かれています。

住民自治:住民が地域の政治・政策決定に参加するという意味を持っています。

団体自治:地方政府や地方議会などの国から独立した団体に地方自治がゆだねられ、
団体自らの意思と責任の下でなされるという意味を有しています。

(1)地方自治

地方自治の権利は、憲法で保障されています。憲法92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」としています。

『地方自治の本旨』=住民自治・団体自治の原則

(2)団体自治

- ・ 国と対等な関係で地域の行政事務を処理
- ・ その為の自主立法権(条例を制定できる)
- ・ 自主財源を持つ為の課税権(住民税)

	項目	内容
地方財政制度	地方税制度	住民税、固定資産税、法人事業税、都市計画税、入湯税、法定外目的税、法定外普通税等
	地方交付税制度	地方財政計画、地方財政対策、臨時財政対策債
	地方譲与税	地方譲与税の種類
	地方債制度	地方債計画、充当率、地方交付税措置
	国庫補助負担金	国庫補助負担金の種類
予算編成	財政健全化	健全化指標の見方、財政計画策定
	手順	予算編成方針、予算要求、予算査定
	歳入	一般財源と特定財源
	歳出	経常的経費と臨時的経費、事業計画の立案、事業シートによる審査
職員	決算	主要な施策の成果
	地方公務員制度	定員管理、給与、身分と服務
	労働者としての職員	労働基準法の準用、争議権及び協約締結権の制限、職員組合
	首長と議会との関係	補助職員の役割

	項目	内容
執行機関	多元主義と一体性	首長・委員会・委員、首長の総合調整権
	長の多選制限の動き	法律、条例による制限
	長の権限	包括的事務処理権限、議案提出権、事務の委任と配分、公共的団体の監督
	長の内部組織編成権	課・係設置、人事
	長の補助機関	副知事、副市町村長、会計管理者、専決
	長と議会との関係	不信任議決と解散、一般的拒否権、特別拒否権、議会出席義務、専決処分
住民の権利義務	委員会及び委員	教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、土地収用委員会、監査委員等
	選挙権	選挙権と被選挙権の要件
	直接請求	条例の制定改廃請求、事務監査請求、議会の解散請求、解職請求
	住民監査請求・住民訴訟	住民監査請求の対象、期間制限、対象の特定、住民訴訟の出訴期間等
	住民参加	住民投票制度
	公の施設の利用権	条例主義、指定管理者、目的外使用
	義務	地方税、使用料、手数料、受益者負担金等

「長と議会の関係」「住民監査請求」などはきちんと理解しておきましょう

「地方財政制度」これを解かっておかないと、議員活動はできない!?! 的の外れた質問になってしまう。それぞれの市町村の職員の文化(特徴)を知ろう!! 議員活動を4年やって、なんとか掴めたという感じになるのが普通!?! じゃないように頑張りましょう!!

③ 既存の制度を見直してみよう

≪既存の制度の修正、改善を要求、提案するためには≫

・まずは既存の制度を学ぼう ⇒ 担当係長に聞こう

(メリット) 役所内で、最も制度に精通している。執行部とのコミュニケーションが生まれる。

(留意点) 係長は学習目的。改善などの要望は課長以上。

(2)職員からみた議員

① 議会には権威がある

≪議員活動の根拠≫

議会は予算・条例等を議決する権限(役所の活動の決定をする権限)を持つ代表機関

≪権限を行使する(ための様々な活動)≫

⇒ 住民の意見を聞く ⇒ 問題のある現状を調査する

⇒ 執行部に対して質問・質疑をする ⇒ 最適な解決方法を考えて提案する

≪権威の根拠≫

・議会が法に基づく正当な存在であること

・正当な議員活動をしよう

⇒ 住民福祉の増進のための学習

⇒ 行政に関する新しい情報を得て、常に理解する

正当ではない議員活動

・議員の権能を超える要求

・既存の制度を知らない質疑

・誤った現状認識による質問

・政務活動費の不正使用

(3)基礎知識としての財政のポイント

① 予算編成の原則

会計年度独立の法則

(例外:繰越明許費)

第一節 会計年度及び会計の区分

(会計年度及びその独立の原則)

第二百八条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

総計予算主義・事前議決の原則

第二節 予算

(総計予算主義の原則)

第二百十条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

予算案は、年度開始前に首長が作成し、議会が議決しなければならない
財政民主主義を担保する

② 予算とは何か

予算とは、1年度に実施する事業を「歳入(財源)」と「歳出(事業計画)」の両面から表したものの

予算とは「財政計画」 今後の財政(運営)計画の初年度分計画である

予算とは「規範」 予算とは、首長と議会の活動を拘束する(残してはいけない)

財政計画をチェックしましょう

予算は、最低5年以上先を見て作る。5年後の計画を観ながら来年度の予算を審議する

③ 議員が最低知っておくべき予算のルール

・予算議決は、予算書「款・項」まで

・予算書「目・節」は、説明資料 = 歳入歳出事項別明細書

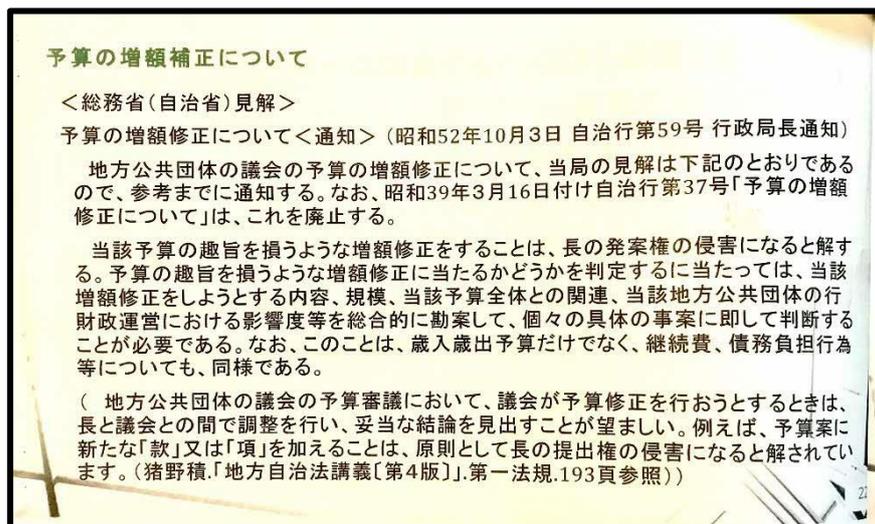
予算への関与(第97条第2項)

第九十七条 普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基く政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。
② 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

議案の修正

第百十五条の三 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の発議によらなければならない。

④ 予算の増額補正について



⑤ 予算審議とは

財源(特に一般財源)を確認し、事業計画(歳出)を、必要性、効率性、有効性の視点から審議するもの。事業計画の内容である事務事業が適切かを審議する。

《予算審議の視点》

財源(歳入): 来年度の一般財源はどれくらい確保されているのか。

地方交付税制度の下では、基本的に財源は保証されている。税収による増減はあるので、どれくらいの変動があるのか。財政調整基金からの繰入が予定されている場合は、残高はどうか。

事業計画(歳出): 来年度直面する課題、長期的に対応すべき課題に、的確に予算配分がなされているか、成果は見込めるか。財政状況によって、対応できる範囲は変化する。

財政計画 : 予算編成が、将来の財政に与える影響はどうか。

《予算編成審議で見るべき財政状況指標》

経常収支比率: 予算編成の自由度はどれくらいあるか

実質公債費比率: 借金の負担は支出の自由度を制約するほど大きいのか。

⑥ 「予算がない」とは

- ・財政の弾力性がない(収支のひっ迫)
- ・貯金がない(備えがない)
- ・政策の優先順位が低い(必要性が低い)

「予算がない」とは、一般財源がないということ

- ・一般財源: 使用用途が特定されず自由に使うことができる財源
- ・特定財源: 用途が特定されている財源

● 財政の弾力性がない (中でも毎年決まって収入する一般財源が重要)

(単位: 千円・%)

区分	決算額	構成比	経常一般財源等	構成比
地方	16,125,840	28.7	15,284,149	57.2
地方譲与税	313,760	0.6	313,760	1.2
国子割交付金	17,285	0.0	17,285	0.1
配当割交付金	75,049	0.1	75,049	0.3
株式等譲渡所得割交付金	39,251	0.1	39,251	0.1
分離課税所得割交付金	-	-	-	-
地方消費税交付金	1,947,913	3.5	1,947,913	7.3
ゴルフ場利用税交付金	69,985	0.1	69,985	0.3
特別地方消費税交付金	-	-	-	-
自動車取得税交付金	54,198	0.1	54,198	0.2
経油引取税交付金	-	-	-	-
自動車税環境性能割交付金	15,382	0.0	15,382	0.1
地方特別交付金等	415,684	0.7	415,684	1.6
個人住民税減収補填特例	130,456	0.2	130,456	0.5
自動車税減収補填特例	7,325	0.0	7,325	0.0
経自動車税減収補填特例	2,355	0.0	2,355	0.0
子ども・子育て支援臨時付金	275,548	0.5	275,548	1.0
地方交付税	9,240,503	16.5	8,324,750	31.2
普通交付税	8,324,750	14.8	8,324,750	31.2
特別交付税	915,721	1.6	-	-
震災復興特別交付税	32	0.0	-	-
(一般財源計)	28,314,850	50.4	26,587,406	99.4

区分	決算額	構成比	経常一般財源等	構成比
交通安全対策特別交付金	11,777	0.0	11,777	0.0
分損金・負担金	377,653	0.7	-	-
使 用 料	1,402,560	2.5	90,037	0.3
手 数 料	334,256	0.6	-	-
国 道 支 出 金	6,758,638	12.0	-	-
都道河原支出金	3,323,004	5.9	-	-
財 産 収 入	1,032,391	1.8	48,226	0.2
寄 附 金	154,549	0.3	-	-
繰 入 金	1,296,791	2.3	-	-
繰 越 金	347,151	0.6	-	-
借 取 入	1,677,012	3.0	8,906	0.0
地 方 債	11,134,638	19.8	-	-
うら臨時財政対策債	1,525,138	2.7	-	-
歳 入 合 計	56,163,270	100.0	26,716,352	100.0

自由に使える財源収入の主なものは、法により定められたものなので、毎年度決まって入ってくるが、限りがある。また、年度によって大きく変動はしない。
一方、毎年度決まって支出しなければならない経費(人件費、公債費、扶助費など)は自治体によって変わり、これが大きいとその自治体の収支がひっ迫する。
⇒財政の弾力性がない。

● 財政の弾力性がない(経常収支比率)

H市市性質別歳出の状況(決算カードより)

区分	決算額	構成比	充当一般財源等	経常経費充当一般財源等	経常収支比率
人件費	9,194,319	16.6	8,230,244	7,645,385	27.1
うち職員給	5,983,028	10.8	5,264,909	-	-
扶助費	10,010,528	18.0	3,412,329	3,405,003	12.1
公債費	5,425,237	9.8	5,130,598	5,128,600	18.2
元利償還金	5,084,664	9.2	4,797,140	4,797,140	17.0
元子	337,699	0.6	330,694	328,586	1.2
一時借入金利息	2,874	0.0	2,874	2,874	0.0
義務的経費計	24,630,084	44.4	16,773,171	16,178,988	57.3
物件費	7,346,156	13.2	5,318,553	4,281,867	15.2
維持補修費	573,009	1.0	384,624	336,213	1.2
補助費等	2,149,223	3.9	1,650,415	1,122,452	4.0
うち一部事務組合負担金	13,503	0.0	13,503	10,138	0.0
繰出金	5,554,907	10.0	4,868,530	4,578,187	16.2
積立金	4,163,775	7.5	387,425	-	-
投資・出資金・貸付金	434,420	0.8	-	-	-
投資的経費計	10,670,511	19.2	2,017,958	26,497,707	千円
うち人件費	457,485	0.8	467,485	-	-
普通徴収事業費	10,616,423	19.1	2,014,234	93.8%	(99.2%)
うち補助	3,901,872	7.0	244,922	-	-
うち経費	5,676,619	10.2	1,743,236	-	-
災害復旧事業費	54,089	0.1	3,701	-	-
歳出合計	55,522,084	100.0	31,400,653	32,043,839	千円

毎年度決まって出ていく経費に充てる経常一般財源額

経常収支比率

経常経費充当一般財源等

経常一般財源等収入

毎年決まって出ていく経費に充てる経常一般財源(自由に使えるお金)

毎年決まって入ってくる一般財源(自由に使えるお金)

財政運営にどれだけ余裕があるか(財政の弾力性)の指標(経常収支比率)

● 貯金がない(一般財源の収支がひっ迫していても大丈夫?)

H市令和元年度決算		令和元年度(千円)	平成30年度(千円)
標準	財政規模	27,722,626	27,622,124
積立 現在 金高	財政調債	5,188,246	5,517,730
	減債	166	165
	特定目的	7,395,520	4,134,265

財政調整基金は一般財源

特定財源

○ 財政調整基金は標準的にいくら必要か(現在と将来)

⇒ 標準財政規模の10%~20%が目安

どの意味で【予算がないのか?】を理解することで、
質問などの優先順位が変わる

2. 相手を知る

(1) 役所の体質

役所(執行機関)は何をしているのか

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

財産を管理する/事務を処理する ⇒ 地方公共団体は「法人」である

「行政」とは ⇒ 法律の範囲内で、(合意なく、一方的に、権力的に、)

公益に作用する権利を持っている

⇒ (権力的な)行政作用、⇒ 条例の制定

人権の制約 ⇒ コロナ禍での規制(営業の自由を制約してより高い公益を目差す)
だから、自分たち(議員)の持っている「権能」を理解・自覚しておかなくてはならない

①規制 ②給付 ③行政資源取得 ④契約 ⑤事実行為

議会の関与

活動類型	議会の関与
規制	規制が適法に行われているか⇒ 検査、監査請求、100条調査 新たな規制の根拠となる条例の 議決
給付	社会保障・十分な保障が行われているか⇒自治体独自の給付制度創設 予算議決 公共サービス・適正負担で十分なサービスが行われているか 予算議決・決算認定 補助金・適正かつ効果的な支出か 予算議決・決算認定
行政資源取得	公平・公正な負担なのか⇒ 検査、監査請求、100条調査
契約	公平・公正・最小経費・最大効果の契約締結、支出か⇒ 検査、監査請求、100条調査
事実行為	行政指導・・・強制され、従わない場合に不利な取扱いがないか⇒ 検査、監査請求、100条調査

役所の体質

①間違いを認めない体質

⇒ 調査権限、検査権限、100条調査 を使い正していく

②縦割り ⇒ 中央省庁の「縦割り」 ⇒ 権限を奪い合う縦割り

市役所等の「縦割り」 ⇒ 排除する縦割り ⇒ 問題が取り残される

⇒ 決められたことはするが、曖昧なことまではやらない

※議会としては、縦割り組織の必然性は「理解」する

※組織の横断的なプロジェクトが増えている

⇒ 「議会」が首長に対して、組織間の調整、プロジェクト型の新たな組織体制の提案をおこなう

③時間がかかる ⇒ 「決済」をもらわなくてはいけない(「法人」としての意思表示)

⇒ DX をキーワードにした提案

単なる機械化、コンピューターをいれた処理、と言った DX にしてはならない

議員の仕事は何か

①行政の「課題」を見つける

⇒ 事実と理想(あるべき姿)のギャップ(問題/課題)を見出し、あるべき姿にするためには「どうするか？」を設定する

※「議員」と「議会」 ⇒ 「議員は議会の一員である」という意識を増やしてほしい
役割をもっと明確にしてほしい(なんとなく議員をやっている!?)

≪会津若松市の取り組み(仕組み/システム)≫

①意見交換会 ⇒ 今の、課題/問題/ギャップの発見の権限を議会が委員会に与えている
広報広聴委員会主体(問題発見、課題設定 等)

②政策討論会 ⇒ 重要性等の分析 ⇒ 仮説 ⇒ 検証 ⇒ 提案・提言

このシステムを活用して、議会が一定の政策提案をしていく

このシステムがないと、議員が議会の中でどうやって処理していくのか？

⇒ 会派で処理？ ⇒ 一般質問？委員会？ ⇒ 執行部が関心を示さなければ終わり？

「コロナ禍で地域の産業が本当にどういうふう困っているのか？」を調査
信用金庫/銀行の支店長など、地域の経済を一番解かっている人を呼び、
行政として何ができるのかを調査した。

⇒ 議会が、市民の皆様の困りごとを解決している というカタチ

⇒ 議会不要論の払拭

(2) 予算のスケジュールと役所の政策決定の仕組み(意思決定のプロセス)

○ 予算のスケジュールと役所の政策決定の仕組み		
定例議会時期	予算決算スケジュール	質問項目
6月	決算作業開始	早期執行着手(執行平準化) 繰越事業の進捗 政策・事業提案
9月	決算資料調製 補正予算(事業系)9月補正 予算重点項目洗出し	来年度の重点項目 ↓ 政策・事業提案の深掘り 予算編成方針について
決算委員会	議会による決算審査・認定 予算編成方針	財政運営方針・健全化 昨年度の政策・事業の成果
11月～1月	予算要求と査定作業 補正予算(人件費)12月補正	政策事業提案の実施確認 中長期の事業計画と財政計画 職員給与と定員
3月	市長の施政方針 議会による予算審査 補正予算(決算見込み)3月補正	地財計画との整合性 直面する課題について来年度事業が求める成果

≪スケジュール≫

国:6月 骨太方針 ⇒ 国:7月 概算要求

首長:1月 予算査定 ⇒ 2月 予算作成

≪議会の流れ(実現へ向けて)≫

6月:来年度予算の議論 ⇒ 来年度への課題を見つける(次年度へ向けての提案)

9月:予算議論の深掘り ⇒ 11月:事務事業提案、意思確認

予算作成の手順(意思決定の基本プロセス)

一般財源が重要(一般財源=自由に使えるお金)

⇒地方税、地方譲与税、地方特例交付金および地方交付税など

首長 10月 予算編成方針を通告

11月 財政部が必要な一般財源の額をまとめる

地方債、国庫補助金、県の補助金等は、事業部が別に調達してくる

財政部は、補助金等を含めて予算化(取れなければ、事業部の責任!?)

※一般財源の中での事業要求、事業選択は部局に任せる

⇒部局長の責任が重くなる。部局予算枠や事業シーリングがおこなわれる

11月～12月 積算 ⇒ 査定

1月 首長 予算案を決定

議会として、予算編成で意見を言いたければ、遅くとも11月までには、議会の要望を議長が取りまとめたものを首長にもっていく

予算査定で何が議論されているのか(議員が着目する視点)

- ① 現状、ギャップの確認(ここがポイント!!)
- ② 課題の明確化
行政の課題か? 民間の課題か? 個人の課題か?
課題の中の優先順位、課題の政治的影響
- ③ 内容の精査 : 有効性、コスト、直営? 民営?
- ④ 成果の根拠の検証 : 根拠のない予算は ×

EBPM (エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング) 根拠のある政策決定

福祉医療政策は、E(エピソード)ベースの施策が多い!?

⇒ これでいいのか? ⇒ エピソードベースからの脱却

※R4以降が、コロナ禍により!? 未曾有の税収 ⇒ R4よりも地方はR5が更に上がる

3. 議会と議員が出来ること出来ないこと

議会と言うのは、出されたものの良い悪いを考えるだけのところではない

政策と言うものを、選択して決めていく機関(創設する機関)

政策提案(仕事)には、段取りが全てである。

議員が政策提案をするためにすべきこと

・そもそも仕事は段取りがすべて。良い質問・質疑をするにも良い準備が必要。

段取り その1
住民とのダイレクトなコミュニケーションが議員の仕事、役所が見逃しがちな住民の声を集めよう。

段取り その2
住民の声から問題(現実とあるべき姿のギャップ)を見つけよう。

段取り その3
問題を解決する(現実とあるべき姿のギャップを埋める)ための課題(やるべきこと)を設定しよう。

段取り その4
設定した課題(やるべきこと)を実現する政策案を考え、一般質問等しよう。

段取り その5
住民に制度情報とともに課題を伝える行政情報のメディアになろう。そのことによって、住民が政治を身近に感じ、参加するようになる(ことを信じよう)。議員個人に対する信頼感にもつながる。

・質疑や発言は議事録に残る、個人の主観や感情ではなく、事実や理論に基づき発言を。

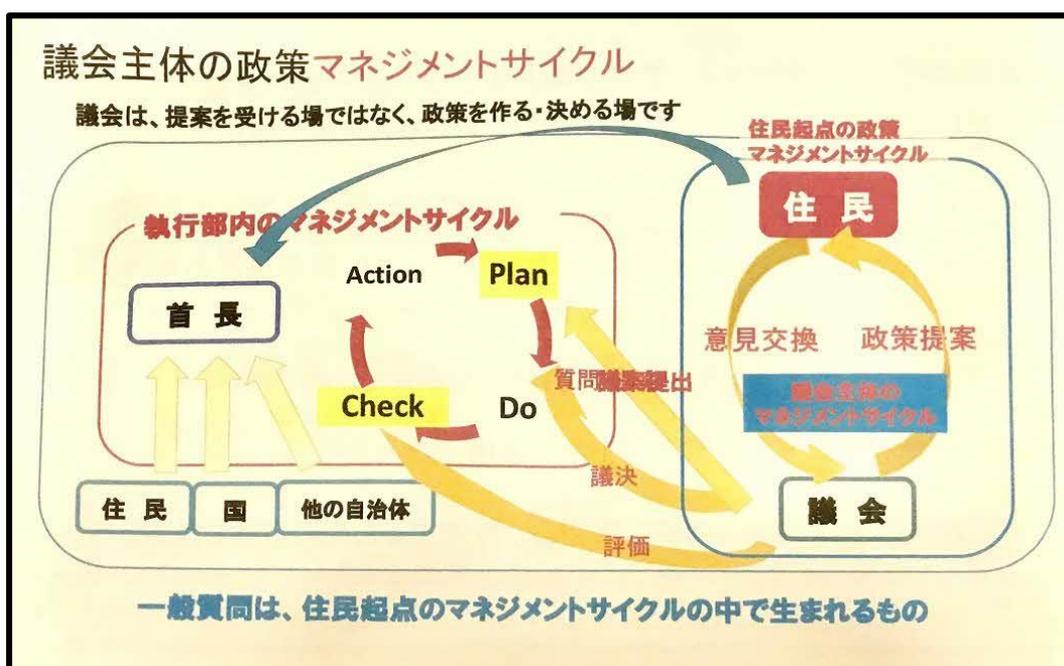
15

4. 「役所を動かす質問の仕方」の必須条件

そもそも一般質問とは

- ⇒ 議会規則にのみ規制されたもの
- ⇒ 一般質問にも、成果を求めている
- ⇒ 必要な方向に役所を動かすこと

政策を執行部のマネジメントサイクルに載せる



(1) 質疑や質問の組み立て方

一般質問と政策実現の関係

質問に正解はないが、質問の仕方には正解がある。

- ⇒ 質問の構造を考えて、効率的な準備をする
- ⇒ 一回の議場の一般質問で政策が決まることはない

成果を出すために、質問・答弁が成果につながるイメージを持つ

質問・答弁・調整のストーリーを考える

質問は成果を出すための推進力

質問テーマ(課題)は、実現するまで続けることが基本

執行との議場外での調整が重要

いい質問とは!?

- ① 住民が必要とする行政サービスの創設
- ② 住民の行政に対する疑問に対する回答を示す
- ③ 住民の知らない行政の重要な情報について開示させる

行政制度や予算を作ったりだけが成果ではない。気付きを与えることも重要。

政策提案型質問の構造 執行部内マネジメントサイクルに乗せるために

質問の基本的な構造＝政策立案プロセス

- ・現状認識..... 共有
- ・課題認識..... 共感
- ・仮説
- ・検証
- ・提案
- ・期待される成果

質問を通じて執行部と一緒に政策・施策を作っていくイメージ

A...Attention(注意)	⇒認知
I...Interest(関心)	⇒感情
D...Desire(欲求)	
M...Memory(記憶)	⇒行動
A...Action(行動)	

執行部が主体的に動くように、共感・共有が重要
⇒ エビデンスを持った説明(数値、データなど)

成果を出す一般質問のための準備

準備	議員力の発揮の現状	ポイント
現場調査	◎	住民との対話 客観的事実の調査と提示
↓		
課題の抽出	△	政治家としての視座、視点 制度とのギャップの発見
↓		
仮説の設定	×	知識、情報に基づいた 解決のためのアプローチ設定
↓		
検証による修正	○	住民、専門家、執行部と対話 先進自治体の取組を参照
↓		
質問のリハーサル	△	プレゼンテーション

5. 所感

(森 所感)

講師の豊かな経歴、伝える力の高さで大変内容が頭に入ってくるものであった。また、政治倫理条例を説明するときに、「先般広島市呉市議会の某議員が航空機搭乗時にマスクの着用を拒否したことで起きた問題」などを例に取り上げるなど、身近な時事ネタを駆使し、非常にわかりやすかった。行政マンとしても、講師としてもトップランナーとして活動する講師の口ぶりは、聞き手に刺さる進行であり、内容の前に、そういった所からも学びを得たことを記しておきたい。

自分が目指すべき議員の姿を思い浮かべる事、そこに繋がるようなプロセスを大切にする事が大切であると認識した。具体的な行動変容としては、「根拠」「議会、役所の立場とそのルール」「既存制度」の学習である。「1年生議員」という言葉を甘えに使うのか、それとも貪欲な学びの方向へベクトルを使うかは自分次第である。

セミナー全体を通して感じた事は、「議会の代表機関としての権威」を下げる行動や言動は、学習不足からくるということであり、分かりやすい形として「職員の態度＝緊張感の無さ」として表れると講師も伝えていた。

松阪市民の皆様から選んでいただいた以上、幸せ溢れる住みよいまちづくりのため、議員としての品格と学びの姿勢を強める事の重要性を個々に刻むことのできる研修であった。

(野呂 所感)

今回、USB 音声データによる研修であったが、講師は、元廿日市市副市長でもあることから、職員から見た議員、執行部職員と議員の関係など、具体性をもった話を聞くことができ、この報告の大半にあたる部分が財源と財政に関わる話でもあったので、一年生議員としてのみならず、議会として、議員としての本来の仕事へ向けての貴重な話を聞くことができる研修となった。

まさに、人との対話の仕方を、改めて、考えさせられる話であった。人が主体的に動くように、共感・共有を大切にしながら、エビデンスを持った説明をする。本当に、当たり前のことである。

講義内でも論じられていたが、議員は「議会」という代表機関の構成員であり、代表機関で発言し、意思表示をする権利は持っているが、役所を動かす権限はない。すべての権限は「議会」という機関を通じた「議決」等の活動によって生じる。そして、「地方自治とは」、「議会とは」、「議員としての権能とは」、また、それらを効果的に発揮するためにできることなどを、具体的に学べ、更に、地方自治を協働する、首長や執行部とは何か、執行部の活動なども、時間軸を追って聞くことができたことは貴重である。その中すべてに、共感・共有、またエビデンスの重要性を感じる事ができた。

昔の政治や予算は「エピソード」。とても飲み込めた言葉でした。共感や共有から、エピソードは生まれ、引き込まれやすい、引っ張られやすい事項です。そこをエビデンスに変え、役所を動かし、人を動かす。そして、政策へ。住民から選ばれている議員として、恥ずかしくない発言と行動をもって、住民の福祉(幸せな生活)を実現する使命。共感と共有とエビデンスをもった、活動と理解が、議員として、果ては議会として、住民の福祉につながることも理解できた。

今回の研修の中心議題は「予算」と「質問」であったが、住民全体の福祉の増進に関する成果が出せるような「いい質問」を続けていくことで、課題認識への共感が生まれ、小さな議員活動から、政策提案が生まれていくと感じた。

まさに、「ひと・人・ひと」である。人がつくる人のための政治。前述もしたが、当たり前なのが当たり前と感じ、当たり前のことをできる、共感と共有のできる議員でありたいと思う。